









グリーンドーム前橋

利用案内



GREEN DOME
MAEBASHI

ご利用手続きの流れ

①空き状況の確認	・お電話で空き日をご確認ください。 《お問い合わせ》ヤマダグリーンドーム前橋 事業係 TEL 027-235-2000
	
②利用のお申込み	・仮予約の有効期間は、1週間とさせていただきます。 ・ご利用決定後、「利用申請連絡票」をお送りいたしますので、ご記入の上、ご返信ください。
	
③「利用許可申請書」のご提出	・利用申請連絡票をもとに「利用許可申請書」をお送りいたしますので、内容をご確認の上、押印してご提出ください。
	
④使用料のお支払い	・会場使用料は前納です。 ・請求書に記載の納入期限までにお支払いください。ご入金確認ができない場合、予約を取消すことがあります。
	
⑤催事の打ち合わせ 及び必要書類の提出	・当施設担当者と催事内容などについて打ち合わせをさせていただきます。 ・催物開催届出書や関係官公署への提出書類について、担当者よりご案内いたします。
	
⑥催事の開催	・催事の終了後は、原状復帰のうえ当館担当者の検査を受けてください。
	
⑦ご精算	・追加利用や実費につきましては、ご利用後、請求書をお送りいたしますので、納入期限までにお支払いください。

1 開館日等

(1) 開館日及び基本利用時間

- ・1月4日から12月28日まで

メインイベントエリア	9時～22時
サブイベントエリア 会議室	「午前」9時～12時、「午後」13時～17時、 「夜間」18時～22時、「終日」9時～22時

(2) 休館日

- ・12月29日から翌年1月3日まで
- ・前橋市営競輪開催日（メインイベントエリアに限ります。）

※このほか、保守点検等により臨時で休館する場合があります。

2 受付開始日

日 程	4月～9月分	10月～翌年3月分
受付開始日	原則、当該年度の2月から	原則、当該年度の8月から

※受付開始日は、競輪開催日程決定後となるため、年度により前後する場合があります。

※メインイベントエリアご利用を希望される場合は、催事の性質・内容により、受付開始日以前でも競輪開催日程との調整により、受付できる場合があります。詳細につきましては、お問い合わせください。

3 利用の許可

- (1) 当施設が利用許可申請書を受理し、その内容が当施設の定める利用の制限事項に該当しないと認めるときは、利用申請手続きに基づき、利用許可書を利用者に発行いたします。
- (2) 利用許可書は、原則として使用料の入金確認後に利用者に発行いたします。

4 会場使用料の納入

- (1) 使用料は、当施設発行の請求書により納入期限までにお支払いください。
- (2) 納入された使用料は、原則としてお返しできません。
- (3) 納入期限まで使用料のお支払いが確認できない場合、利用を不許可とすることがあります。

5 利用の制限

- ・次の制限事項に該当する場合は、利用を不許可とできるものとさせていただきます。
 - (1) 納入期限までに使用料を支払わない場合。
 - (2) 公の秩序及び善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
 - (3) 集団的に又は常習的に暴力不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる場合。
 - (4) 他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険があることが明白な場合。
 - (5) 施設又は設備を汚損し、損傷し、破損又は滅失するおそれがあると認められる場合。
 - (6) その他管理上支障があると認められるとき。

6 利用の変更及び取消

- (1) 利用確定後に利用者の都合により、利用日・時間等を変更するとき、または利用を取り消すときは、速やかに当施設にご連絡ください。
- (2) 利用の取消及び変更の場合は、別表のとおり納付済み使用料を還付いたします。ただし、利用者の責めに帰さない事由により当施設を利用することができなくなったときは、納付済み使用料の全額又はその一部を還付する場合があります。

別表

取 消	還付金額
利用開始日の30日前までに取消を申請した場合	納付済み使用料の50%
利用開始日の30日前以降	還付いたしません

変 更	還付金額
利用開始日の30日前までに変更を申請した場合	変更前と変更後使用料との差額（過納額）の50%
利用開始日の30日前以降	還付いたしません

7 目的外利用の禁止

- ・利用者は、許可を受けた目的外に当施設を利用し、又はその利用権を第三者に譲渡又は転貸することはできません。

8 利用上の注意事項

・利用許可を受けた利用者は、次の事項を遵守してください。

- (1) 施設の収容定員を超えて入場させないこと。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 施設又は設備を破損し、損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 施設、設備、器具等の利用について、当施設の係員の指示を受けること。
- (5) 火災その他の災害防止に万全を期すること。
- (6) 施設内外の秩序を維持し、入場者の安全を確保すること。
- (7) 許可を受けないで次に掲げる行為を行わないこと。
 - ①利用許可を受けた施設以外の場所で物品の販売、宣伝、寄附の募集その他これらに類する行為をすること。
 - ②火気を使用し、危険物、不衛生物等を持ち込むこと。
 - ③指定した場所以外で飲食又は喫煙をすること。
 - ④利用許可を受けた施設以外の場所で物品の展示もしくは販売又は広告類の掲示もしくは配布をすること。
 - ⑤施設内に飲食物を持ち込み、調理を行うこと。
- (8) 利用を終了したとき、又は利用許可を取り消されたときは、速やかに施設及び設備を原状復帰すること。

9 利用許可の取消

- (1) 次の各号のいずれかに該当するときは、利用中であっても、利用を中止し、又は利用許可を取り消すことができるものとさせていただきます。
 - ①偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。
 - ②利用許可の条件に違反したとき。
 - ③「5 利用の制限事項」のいずれかに該当すると認められるとき。
 - ④前橋市条例第 11 号 グリーンドーム前橋の設置及び管理に関する条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
 - ⑤災害その他の事故により、施設を利用できなくなったとき。

10 免責及び賠償請求

- (1) 利用期間中における人身事故及び展示物等の盗難、破損事故等について、当施設は一切の責任を負いません。
- (2) 利用者又は入場者が施設又は設備を損傷、滅失したときは損害を賠償していただきます。
- (3) 災害その他不可抗力の事態により、施設又は附属設備が使用不能になり、利用者に損害が生じても、当施設は一切の責任を負いません。



グリーンドーム前橋

〒371-0035 群馬県前橋市岩神町一丁目2番1号

TEL. 027-235-2000 FAX. 027-232-3892

URL <http://www.maebashi-ppc.or.jp/dome/>